

令和元年度第3次菊川市多文化共生推進行動指針事業別実施状況

◆指針計画期間:平成29年度～令和3年度

事業実施状況 (○:計画通り実施、△:計画の一部実施、×:実施できなかった、-:評価を行わない)			
○	40	事業 /	46事業
△	5	事業 /	46事業
×	0	事業 /	46事業
-	1	事業 /	46事業

施策の柱1 コミュニケーション支援

No.	事業名	担当課	令和元年度実施報告	評価	令和2年度に向けた見直し
1	多言語対応可能な通訳員の配置	地域支援課	本庁舎1階にポルトガル語・スペイン語・英語に対応できる通訳員を配置し、日本語が不自由な外国人住民に対応した。通訳員を配置していない庁舎では、通訳派遣や電話通訳により対応した。また、小型翻訳機器「ポケット」の活用や、新たに多言語映像通訳を導入し、さらなる多言語対応に努めた。	○	ポケットや多言語映像通訳の活用を促進するとともに、職員に対しスマートフォン等で誰でも利用できる翻訳アプリの周知を図り、通訳員不在時や他庁舎での対応向上や、より多くの言語で対応できる体制づくりを進める。
2	多言語版広報紙の作成・配布	地域支援課 秘書広報課	毎月ポルトガル語版・英語版・やさしい日本語版の広報菊川を作成し、自治会および市内施設へ配布した。	○	より多くの外国人住民に情報を届けるため、配布箇所の追加等を検討する。また、インターネットを活用して広報紙を閲覧できるよう、市HPやフェイスブックページに広報紙を掲載する。
3	庁舎内における案内表示等の多言語化	各部署	本庁舎1階の窓口表示に合わせ、新たに開館した庁舎東館の表示を日本語・ローマ字・英語・ポルトガル語の4言語に統一した。	△	本庁舎2階以上や他庁舎、図書館、中央公民館など、出先機関の案内表示統一に向けて検討を進める。
4	各種案内通知の多言語化	各部署	各担当課からのお知らせや、自治会が配布する文書等、ポルトガル語83件、英語51件、中国語9件の翻訳を実施した。	○	引き続き、必要な文書の翻訳を実施し、外国人住民へ情報が伝わる環境づくりを行う。
5	インターネットを活用した情報提供	秘書広報課 地域支援課	市HPを英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語で閲覧できる環境を整え、多言語による情報提供を行った。	○	新たにSNS(フェイスブック)を活用した情報提供を行う。また、携帯端末を活用した多言語対応として、スマートプレート活用による情報提供方法の検討を行う。
6	『暮らしの便利帳』の多言語化	地域支援課	変更箇所の修正とともに必要な情報を補足し、転入外国人住民へ配布した。また、『暮らしの便利帳』改定に向けた準備を進めた。	○	多文化共生地域づくり検討委員会で掲載内容の検討を行い、『暮らしの便利帳』を改定する。また、必要部数を作成し、配布を始める。

7	外国人住民向け『納税相談』の実施	税務課	翻訳した資料の活用や通訳員を通じた相談対応により、分かりやすい説明に努めた。また、ポテトークを活用した納税相談等も実施した。	○	納税義務や税金の必要性、滞納処分等について、分かりやすい説明を心がけるとともに、説明方法の見直しを検討していく。
8	『納税カレンダー』『市税の仕組みブック』の多言語化	税務課	各税金の仕組みや納期限等を掲載した文書を多言語化し、外国人住民が税について理解を深められるような情報提供に努めた。	○	税金について、外国人住民が分かりづらい部分を検証しながら、より理解しやすい説明資料の作成に努める。
9	日本語学習機会の提供	国際交流協会地域支援課	国際交流協会主催の日本語教室について、HPやチラシ、窓口での周知を行った。また、参加者の増加に伴い指導者が不足しているため、日本語指導ボランティア養成講座を開催し、指導者の確保に努めた。	○	引き続き、国際交流協会主催の日本語教室について、広報や指導者確保等の支援を行っていく。また、日本語がほとんど理解できない外国人住民を対象に、市主催の「初期日本語教室」を開催する。
10	外国人住民向け『出前行政講座』の実施	各部署	外国人住民向けに4件(防災2件、環境、救命講習)実施した。また、多言語版広報菊川等で出前行政講座の紹介を行い、実施を呼びかけた。	○	引き続き、広報紙やHP、SNS等で外国人住民向け「出前行政講座」を周知し、実施を呼びかける。また、担当課へ必要に応じて通訳派遣ができることを伝え、外国人住民を対象とした「出前行政講座」の実施を推進する。
11	外国人住民への図書館サービスの充実	図書館	多言語コーナーの設置や利用案内の多言語化、外国語書籍の充実等、外国人住民にとって利用しやすい、情報を得やすい図書館サービスを提供した。また、図書館HPに多言語での利用案内を掲載した。	○	外国語書籍を増やすとともに、利用しやすく、情報を得やすい図書館サービスを提供する。また、多文化関連資料の充実に努める。

施策の柱2 生活支援

ID	事業名	担当課	令和元年度実施報告	評価	令和2年度に向けた見直し
12	転入外国人住民向けオリエンテーションの実施	各部署	多言語版「暮らしの便利帳」を配布し、制度等についての理解を促進した。また、多言語版「避難生活ガイドブック」及び「家庭の防災ガイドブック」等を配布し、防災について周知した。	△	引き続き「暮らしの便利帳」や「避難生活ガイドブック」「家庭の防災ガイドブック」等を配布し、制度や防災、生活習慣等の理解促進を図る。また、転入外国人に対するより良い情報提供方法について検討する。

13	外国人住民相談窓口の実施	地域支援課	週に1回ポルトガル語で実施していた外国人住民相談を拡充し、令和2年3月から常設の外国人相談窓口を開設した。窓口では生活に関する相談や、困りごとに対する助言や専門機関の紹介等を多言語で実施したほか、生活情報の提供等を行った。	○	外国人住民が安心して暮らすことができるよう、相談員の増員や、小笠支所での出張相談の実施等、相談体制の充実を図る。また、フェイスブックページ等を活用した多言語での情報提供に努める。
14	『ごみカレンダー』・『ごみの出し方ルールブック』の多言語化	環境推進課	【ごみカレンダー】 英語、中国語、ポルトガル語の3言語で作成し、外国人住民等に配布した。 【ごみの出し方ルールブック】 ルールブックの内容を更新し、英語、中国語、ポルトガル語の3言語に翻訳した。また、転入外国人住民等に配布し、ゴミ出しルール等の周知に努めた。	○	【ごみカレンダー】 引き続き、英語、中国語、ポルトガル語の3言語で作成する。また、他言語の要望があった際は記録を残し、今後の参考とする。 【ごみの出し方ルールブック】 英語、中国語、ポルトガル語のルールブックを転入外国人住民等に配布し、ゴミ出しルール等の周知に努める。
15	公営住宅に関する情報の提供	都市計画課	入居を希望する外国人住民に対して、通訳員を通じた説明等を行った。また、入居中の外国人に対して、ポケットクや翻訳アプリを活用し、意思疎通や情報提供の円滑化を図った。	○	入居希望者や入居中の外国人住民に対して、公営住宅法の文化的背景や、入居要件に必須の自治会活動等について伝える必要がある。そのため、説明資料の翻訳と併せて、ポケットクや翻訳アプリ等を活用し、外国人住民とのコミュニケーションを図っていく。
16	外国人児童生徒の就学実態調査	学校教育課	市内学校と外国人学校在籍名簿に該当しない義務教育課程の児童生徒の自宅を訪問し、今後の就学予定を確認した。	○	今後も、自宅訪問等による確認を継続していく。
17	外国人児童生徒を対象とした初期支援	学校教育課	文科省事業の補助を受け、菊川市・掛川市・御前崎市合同での連絡協議会として、「虹の架け橋教室」へ業務委託し、外国人児童生徒の公立小中学校編入に向けての支援を行った。	○	今後も、文科省の補助を受け、「虹の架け橋教室」を継続していく。
18	『菊川市 外国人児童生徒就学ガイドブック』の更新	学校教育課	ガイドブック掲載内容の見直しを行った。また、ガイドブックを利用したり、支援員が通訳したりしながら、保護者へ就学の仕組み、外国人支援体制、諸会費等の説明を行った。	○	引き続き、就学ガイドブックを利用し、保護者にわかりやすく説明していく。

19	就学時健康診断への通訳派遣	学校教育課 地域支援課	各校に配置している外国人支援員を当日派遣し、知能検査や移動の際の通訳、声かけ等を行うことができた。また、保護者からの就学についての質問等にも答えることができた。	○	派遣を継続していく。
20	外国人児童生徒を対象とした体験入学	学校教育課	入学説明会において、日本語指導講師や外国人支援相談員が学校生活等の説明を行った。体験入学の希望は無かったが、「虹の架け橋教室」での生活が役割を果たしていたり、編入時等にガイドブックを使い説明したり、見学の希望に応じたりしていることで、希望には至っていないと考えている。	○	今後も説明を行い、必要に応じて体験入学の受け入れをしつらしていく。
21	日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援	学校教育課	日本語指導を必要とする外国人児童生徒の在籍する小中学校に、日本語指導講師と外国人支援相談員を配置した。今年度は、小学校6校、中学校3校に配置した。	○	今後も、各校の実態に応じて配置を継続する。
22	外国人児童生徒を対象とした進路指導	学校教育課	ガイドブックを利用したり、支援員が通訳したりしながら、進学・進路の情報を伝えた。	○	今後も継続していく。
23	外国人児童生徒保護者会の開催	学校教育課	PTA参観会等の場の中で、外国人支援員の通訳や翻訳機を介して説明したり、個別の相談に応じたりした。	○	引き続き、保護者に対して通訳を行ったり、翻訳した通知を読んでもらったりしながら、菊川市の教育について理解を深めてもらう。
24	外国人就業環境の改善	商工観光課	企業訪問やメーリングリストを活用し、市内企業に対して、静岡県が主催する外国人雇用に関するセミナー・説明会等の情報提供を行った。	○	引き続き実施する。
25	ハローワーク等との連携による就労支援	商工観光課	外国住民から就労に関する問い合わせがあった場合に、ハローワーク掛川の外国人相談窓口や日本語研修等の情報提供を行った。	○	静岡県が主催する技能実習生日本語研修を菊川市内で開催する。その他については引き続き実施する。
26	『公的医療保険制度』の情報提供	市民課	市民課窓口へ設置している国民健康保険に関する言語別パンフレット(7ヶ国語)について、負担軽減及び限度額の改正があったため内容の見直しを行い設置した。	○	令和2年度も、国民健康保険制度の負担軽減及び限度額の改正を予定しているため、改正があった時点で言語別パンフレットの見直しを行い設置する。

27	多言語による市内医療機関情報の提供	地域支援課	暮らしの便利帳に掲載されている市内医療機関情報について、多言語版広報菊川へ掲載する等、情報提供を行った。また菊川病院及びあかつちクリニックについては案内表示等の多言語対応を行った。	○	引き続き、外国人住民へ市内医療機関に関する情報を提供するとともに、医療機関の表示等について多言語対応を行う。
28	外国人学校へ通う児童生徒の健康診断受診状況調査	地域支援課	義務教育対象年齢の児童生徒が通う外国人学校に対して聞き取り調査を実施した。調査の結果、健康診断を実施している学校と、していない学校があることが分かった。	○	引き続き、外国人学校に対して実施を呼びかけるとともに、聞き取り調査を実施し、実態把握に努める。
29	多言語による健康診断の案内	健康づくり課	がん検診受診勧奨・検診案内について、ポルトガル語、英語に翻訳した通知を同封した。	○	対象の外国人には継続して翻訳通知を送付していく。
30	外国人児童の運動できる環境づくり	社会教育課 地域支援課	市内外国人学校から申請のあったスポーツ備品の貸出を行った。また、市主催のスポーツイベントについて、翻訳したチラシを配布し、外国人住民の参加を募った。	○	引き続き、備品の貸出等を行うと共に、市で開催を予定しているスポーツイベントのチラシを翻訳・配布し、外国人住民の参加を促す。
31	『交通安全教室』の開催支援	地域支援課	外国人住民対象には行っていないが、市内幼児から高齢者までの交通指導教室を実施し、外国人住民にも交通ルールを学んでもらった。また交通安全のチラシ等をブラジル人学校や市内の外国人が多く訪れる場所に配架した。	○	引き続き交通事故減少のため、交通教室を実施するとともに、交通安全のチラシ等を配布し周知に努める。
32	外国人住民のための地域防災	危機管理課	12月1日に実施した地域防災訓練について、事前に関催概要を多言語版広報菊川に掲載する等の情報提供を行い、143名の外国人住民が参加した(前年度より43名増)。また、茶こちゃんメールについて、英語とポルトガル語での情報配信を可能にした(R2.2月末現在登録者数 英語66名、ポルトガル語:59名)。	○	多言語版広報紙への掲載や、茶こちゃんメール・フェイスブックページ等を活用した周知・広報を行い、外国人住民の防災訓練への参加を呼びかける。

33	同報無線放送内容へのやさしい日本語の利用	危機管理課	やさしい日本語での放送が可能なものについては適切な放送を行った。また、緊急時の放送では5段階の警戒レベルを使った放送を実施した。	△	緊急時の同報無線でのやさしい日本語の活用については、聞き取りづらいというご意見があったため、放送内容等検討していく必要がある。また、警報等の防災情報について、茶こちゃんメールを通じて英語・ポルトガル語で配信しているため、メールの登録を呼びかけていく。
34	避難所案内表示等へのやさしい日本語の利用	危機管理課 地域支援課	やさしい日本語・英語・ポルトガル語の案内表示を各地区センターに配置している。また、コミュニケーションボードはやさしい日本語・英語版に加え、ポルトガル語版の翻訳を行った。	△	各避難所の防災倉庫内にやさしい日本語・英語・ポルトガル語の案内表示及びコミュニケーションボードを配置し、災害時に活用できる体制を整える。

施策の柱3 多文化共生の地域づくり

ID	事業名	担当課	令和元年度実施報告	評価	令和2年度に向けた見直し
35	外国語を学習する機会の提供	社会教育課	ステップアップ講座の英会話(中級コース)に9名の受講者を得て実施した。中国語(初級)は応募者が定員に達しなかったため開講できなかった	○	引き続き、語学をはじめ国際交流、多文化理解などの分野が含まれるよう企画する。
36	多文化共生推進講座の実施	地域支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人住民に対して多文化共生の必要性を伝える出前行政講座を4回実施した(小笠高校2回、常葉菊川高校、健全育成会平川支部)。 ・日本語ボランティア養成講座を開催し日本語を教えるボランティアを養成した。 ・市職員等を対象にやさしい日本語講座を開催しやさしい日本語の普及に努めた。 ・インド料理の教室を開催し、日本人と外国人住民との交流の場づくりを行った。 	○	引き続き、多文化共生推進講座を企画・開催し、日本人住民の意識啓発に努める。
37	多文化共生社会への理解の促進	地域支援課	毎月発信する「多言語版広報菊川(やさしい日本語、英語、ポルトガル語)」や多文化共生に関する情報を市ホームページに掲載し、多文化共生社会への理解促進を図った。	○	引き続き、多文化共生に関する情報を市ホームページへ掲載するとともに、新たに開設したフェイスブックページを活用し、多文化共生社会への理解を促進する。

38	自治会活動・地域活動の周知	地域支援課	英語・ポルトガル語・中国語に翻訳した自治会加入のご案内を配布し、自治会への加入を促進した。また自治会からの翻訳依頼への対応や、多言語版広報菊川の自治会配布等を行った。	△	引き続き転入外国人に自治会加入のご案内を配布し、自治会の周知を行うとともに、自治会で積極的に多言語版広報菊川を配布してもらうことで、地域活動の周知及び参加を促す。
39	多文化共生推進団体等への支援	地域支援課	多文化共生の推進を目的とした団体等が開催するイベントについて、会場選定や広報等の支援を行った。また、次年度の活動資金を確保するための支援等も行った。	○	引き続き、多文化共生の推進を目的に活動する団体等について支援を行っていく。
40	国際交流協会への活動支援	地域支援課	日本語教室や国際交流イベント等を開催する協会の支援を行った。	○	引き続き活動支援を行い、市民レベルでの国際交流を推進する。
41	多文化共生サポーター制度の確立	地域支援課	多文化共生サポーター制度を運用し、サポーターの登録を行った(17人)。また、2団体に多文化共生サポーターを派遣し、日本語指導のサポートを行った(虹の架け橋、白翁会)。	○	引き続き、多文化共生サポーター制度の周知・確保に努め、依頼団体に派遣する。また、依頼団体の確保に向けた広報等を行う。
42	国際交流イベントの開催支援	地域支援課	国際交流協会が開催した交流イベントの周知を行う等、開催支援を行った。また「食を通じた講座」について、国際交流協会との協働により開催した。	○	引き続き開催支援を行い、国際交流イベントが活発に開催されるよう努める。

施策の柱4 推進体制の整備

ID	事業名	担当課	令和元年度実施報告	評価	令和2年度に向けた見直し
43	多文化共生地域づくり検討委員会	地域支援課	検討委員会を3回開催し(3回目は書面開催)、庁内の多文化共生意識の向上や、連携の促進を図った。	○	多文化共生推進のため、今後も検討委員会を開催し、全庁的な取り組みを推進していく。
44	【再掲】国際交流協会への活動支援	地域支援課	日本語教室や国際交流イベント等を開催する協会の支援を行った。	○	引き続き活動支援を行い、市民レベルでの国際交流を推進する。
45	【再掲】多文化共生推進団体等への支援	地域支援課	多文化共生の推進を目的とした団体等が開催するイベントについて、会場選定や広報等の支援を行った。また、次年度の活動資金を確保するための支援等も行った。	○	引き続き、多文化共生の推進を目的に活動する団体等について支援を行っていく。

46	外国人集住都市会議への参加	地域支援課	本会議には平成20年から加盟したが、平成29年を持って退会した。	-	引き続き他市町と情報共有を行い、必要な際は連携を図りながら取り組みを進めていく。
----	---------------	-------	----------------------------------	---	--



総括

施策の体系別での主な取り組みとして施策の柱1「コミュニケーション支援」では、新たに開館した市役所東館内の表示をローマ字、英語、ポルトガル語で翻訳した。また、多言語版「暮らしの便利帳」改定に向けた準備を進めた。

施策の柱2「生活支援」では、外国人相談窓口を常設化、多言語化し、より多くの相談に対応できる体制を整えた。また、茶こちゃんメールのポルトガル語と英語での発信も開始した。地域防災訓練については、多言語版広報菊川への開催概要掲載等を実施し、参加者が前年度と比べて増加した。

施策の柱3「多文化共生の地域づくり」では多文化共生サポーターと派遣先団体の確保に努めた結果、サポーターが6人、派遣先が1件増加した。また、多文化共生に関する出前行政講座や職員向けにやさしい日本語講座を実施するなど、日本人住民や職員に対して、多文化共生の意識啓発を進めることができた。

各事業の評価については、46事業のうち40事業が計画道理実施、5事業が計画の一部実施で、実施できなかった事業はなかった。

今後も指針に基づき各事業を着実に推進するとともに、他市町や県、国際交流協会等との情報共有を行い、必要に応じて連携しながら、指針の基本理念「『国籍を超えて、誰もが安心して暮らせる多文化共生社会』の実現を目指している。